

2025年5月30日

お客さま各位

ヒューマンライフ少額短期保険株式会社

診断書のご提出を不要とした給付金請求の開始について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

弊社は、2023年6月30日に「お客さま本位の業務運営に関する方針」を策定・公表するとともに、全役職員が最優先事項として取り組んでまいりました。

上記取組の一環としてお客さまへのアンケートを実施し、「給付金請求の手続きを簡便にしてほしい」というご要望が多かったため、2024年度には【給付金改善プロジェクト】を立ち上げ、お客さまにとって、より簡便な手続きを検討してまいりました。

その結果として、これまでの給付金のご請求では、診断書の提出をお願いしておりましたが、給付金請求書類のうち、一定の条件下で医師の診断書の提出を原則不要とすることを決定しました。これにより、お客さまの診断書料のご負担が無くなるとともに、より早い給付金のご請求手続きが可能となります。

記

- ① 開始時期：2025年6月1日のご請求分より
- ② 診断書が不要となるご請求
入院30日間までの疾病入院（災害入院や災害手術の給付金は除く）
- ③ ②の対象とならないご請求
※ 契約日から2年以内の入院開始日のもの
※ ガン入院給付金・ガン宣告給付金
※ 疾病手術給付金
- ④ 必要書類：診断書の代替となる証明（領収証や診療明細書など）
- ⑤ 給付金のご請求内容により診断書のご提出が必要な場合もあります

お問い合わせ先	午前9時～午後5時（土日祝・休業日を除く）
コールセンター：	電話 03-5809-8070
保険(給付)金のご請求：	電話 03-5809-8107

以上